

令和 7 年10月 20 日

被保険者・被扶養者各位

がん研究会健康保険組合

令和 7 年度 被扶養者再確認の実施について

平素より健康保険組合の事業運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、健康保険法施行規則第 50 条および厚生労働省保険局長通知(保発第 1029004 号)、厚生労働省保険局保険課長通知(保発第 1029005 号)に基づき、被扶養者の資格確認を実施いたしますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

記

1. 資格確認の目的

皆様からお預かりした大切な保険料を適正に使用するために、被扶養者として認定された方が、その後も認定要件を満たしているかを確認させていただきます。認定要件を満たさない方が、引き続き被扶養者として加入していた場合、健康保険組合の財政に大きな影響を与え、将来的には保険料率の引き上げなど、被保険者の方の負担増につながる可能性があります。

2. 調査対象者

保険証の認定年月日が令和 7 年 3 月 31 日以前の 18 歳以上の被扶養者
(生年月日が平成19 年 4 月 1 日以前の人)

※昨年度に引き続き、今年度も 18 歳以上の被扶養者を調査対象とします。

【18 歳未満のお子様を扶養加入されている方へ】

お子様の扶養認定については夫婦双方の収入を比較し、多い方の扶養となります。

18 歳未満のお子様を扶養加入されている方はご自身で配偶者の方との収入を比較し扶養認定の条件を満たしているか、ご確認をお願いいたします。

配偶者の収入がご自身よりも上回る場合は、扶養削除の手続きをお願いいたします。

3. 調査内容

- 被扶養者の収入確認
- 世帯確認(同居・別居の確認)
- 配偶者の収入確認(18 歳以上のお子様を扶養に入れている方)
(お子様の扶養認定については夫婦双方の収入を比較し、多い方の扶養となりますため、二次調査で配偶者の方の収入を確認させていただきます。)

4. 調査方法

<調査期間> 令和 7 年10月 20 日～令和 7 年12月 26 日

<一次調査>

健康保険組合が情報連携システムにより被扶養者の収入および世帯(同居・別居)の確認をいたします。調査の結果、認定基準を満たしていることが確認できた方は、ここで終了となります。(ご自身で確認書類等をご用意していただく必要はありません。)

<二次調査>

一次調査の結果、追加調査が必要となる方(直近の収入や送金状況)については、ご提出していただく書類を健康保険組合より個別にご連絡させていただきます。

<注意事項>

二次調査の対象となった方で、必要な書類を期日までにご提出いただけない場合は、健康保険法施行規則第 50 条 7 項「検認または更新を行った場合において、その検認または更新を受けない被保険者証は、無効とする」により、被扶養者資格を失うこととなりますので、ご注意ください。

5. 結果通知

被扶養者資格の可否について、健康保険組合よりご連絡いたします。調査の結果、不認定となった方については被扶養者削除の手続きが必要になります。(資格要件を満たさなくなった日まで遡って削除となる場合があります。)

以上

【参 考】

健康保険法施行規則第 50 条

健康保険組合は、毎年一定の期日を定め、被保険者証の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認をすることができる。

厚生労働省保険局長通知(保発第 1029004 号)

被保険者証の検認については、保険給付適正化の観点から、毎年実施すること。

厚生労働省保険局保険課長通知(保発第 1029005 号)

被保険者証の検認又は更新に際しては、被扶養者の認定の適否を再確認すること。

情報連携 (番号法第 19 条第 7 号)

番号法に基づき、専用ネットワークシステムを用いて、異なる行政機関等の間で特定個人情報のやり取りを行います。これにより健康保険組合は公的機関等に情報照会を行うことができ、皆様に必要書類をご準備いただくことなく、被扶養者の資格確認が可能となります。

※健康保険組合はマイナンバーを取り扱うことのできる「個人番号利用事務実施者」に該当し、情報連携が可能となります。

ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。

がん研究会健康保険組合 平日 8:50~17:25

電 話 03-3570-0211(外線) 6700・6701(内線)